

4月より清瀬市の制度融資の取扱いがはじまります。

2021年2月8日

2021年4月から、東京都清瀬市の制度融資の取扱いを開始することをお知らせいたします。対象のお客さまは、当金庫[東久留米支店](#)までご相談ください。

●清瀬市制度融資対象のお客さま

- 個人の場合、お申込時点で1年以上市内に住所を有し、かつ1年以上事業を継続している方
- 法人の場合、お申込時点で法人の代表者の方が1年以上市内に住所を有していること、または1年以上市内に主たる事業所を有している
- 払込資本金が3,000万円以下で従業員が50人以下、または個人事業主であること
- 市区町村税の納税義務者であり、申込時点で、納期の経過した市区町村税等を完納している方

*その他詳細情報は[こちら\(清瀬市の公式ホームページ\)](#)